公益財団法人　建設業福祉共済団

―　１０月１日～１１月３０日　「建設共済保険」加入促進月間を実施中！！　―

≪建設共済保険≫
『安心を、未来の希望に』

～保険金区分７，０００万円、６，０００万円新設・保険金区分の増額にも役立つ契約者割戻金～

公益財団法人 建設業福祉共済団（理事長 茂木 繁）では、毎年１０月１日から１１月３０日の２ヵ月間を「建設共済保険加入促進月間」と定め、全国建設業協会及び各都道府県建設業協会、同協会支部・地区協会のご協力を得ながら、各種ＰＲ活動を強化して参ります。

また、本年４月より保険金区分７，０００万円、６，０００万円を新設したことに加えて、毎年の保険事業の決算で生じた剰余金を保険契約者にお支払いする「契約者割戻金制度」（令和７年度契約者割戻率３０．８８％）により掛金負担の軽減が図られる等より充実した内容になっております。９月と１０月を「割戻金活用増額促進月間」に設定しましたので、既にご加入いただいている契約者は保険金区分の増額にも役立てていただくことはもとより、未加入の企業に対しても保険金区分の「１，０００万円プラス運動２．０」を提唱しながら加入促進活動を展開して参ります。

この機会に是非「建設共済保険」への加入をご検討ください。

「建設共済保険　年間完成工事高契約」の《ポイント》

▶主契約である「年間完成工事高契約」は、保険契約者が施工する全工事現場（元請の甲型共同企業体工事現場と海外工事現場を除く）で働く労働者が、業務上または通勤途上の災害により死亡あるいは障害等級第１級から第７級、傷病等級第１級から第３級に該当した場合に、国の労災保険に上乗せして保険金を支払う制度です。

▶建設共済保険では、被災労働者等への基本的な補償は国の労災保険で相当程度カバーされていることを考慮し、軽度の障害を広く補償対象とすることで掛金の負担増を招くことを避け、特に死亡や障害７級までの重度障害の上乗せ補償に重点を置いて、安い掛金で高額な補償が得られるようにしています。

▶保険金は被災労働者等に対する追加的補償を行う「被災者補償保険金」と企業の諸費用を補償する当共済団独自の「諸費用補償保険金」で構成され、申請後速やかに保険契約者に支払われます。

▶契約者割戻金は、令和８年９月２８日に第４回目の支払いが行われており、令和８年度、９年度の支払いも確定しています。

▶当共済団では被災労働者のお子さんに対する「育英奨学事業（返済不要）」に加え、労働災害の防止を目的とした安全衛生用品の頒布や建設現場で働く女性労働者のための専用トイレ・専用更衣室（ロッカー付き）導入費用の助成等を内容とする「労働安全衛生推進事業」も実施しています。

詳しい情報、掛金試算などは下記連絡先にお問い合わせください。

フリーアクセス ０１２０－９１３－９３１　ＦＡＸ：０３-３５９１-８４７４

https://www.kyousaidan.or.jp/

建設共済保険　検索

←詳細はＨＰをご覧ください！